

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第82号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年6月23日 08時30分ごろ	
発生場所	長崎県西海市大串湾西部 針尾港北防波堤灯台から真方位215° 2.7海里付近 (概位 北緯33° 01.0′ 東経129° 44.3′)	
事故等調査の経過	平成22年8月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第八栄勝丸、455トン	
船舶番号、船舶所有者等	130510、江野口汽船有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約3m、船尾約4mの喫水で、大串湾西部を約3ノットの速力で手動操舵により南西進中、平成22年6月23日08時30分ごろ、船底が浅瀬に接触した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし 海象：潮汐 高潮時	
その他の事項	船長は、大串湾西部における航海は今回が初めてであり、航行予定水域に浅瀬があることは知っていたが、水深の調査を行っていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、大串湾西部を南西進中、船長が航行予定水域の水深の調査を行っていなかったことから、針路上にある浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、大串湾西部を南西進中、船長が航行予定水域の水深の調査を行っていなかったため、針路上にある浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	